

日時：平成25年2月13日（水）
午後2時00分～午後3時40分
場所：柴田町保健センター研修室

<出席者>

吉良委員、澤田委員、志子田委員、阿部委員、桜場委員、

<欠席者>

遠藤委員、古川委員、児玉委員、大庭委員

<事務局>

平間まちづくり政策課長、関課長補佐、小野主幹、小林主査

1. 開 会

小林主査：ただ今より、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成24年度第5回審議会を開催いたします。

現在、委員9名中5名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会が成立していることを申し上げます。なお、遠藤会長、古川委員、児玉委員、大庭委員からは欠席の連絡を受けております。

2. 会長あいさつ

吉良副会長：皆さんご苦勞様です。年度末の忙しい中で、会長不在、そして出席委員が少ない中での開催に違和感のある方もいると思いますが、2月議会が間もなく開催されて住民投票条例が上程される状況で、最終的にどのような形で議会に提案されるかということについて説明を受け、審議会としても確認する必要があるだろうと思います。会長不在の中での開催には私も疑問を事務局に示しましたが、手続きは必要であろうという考えに至り、あえて審議会を開催しました。このことは、遠藤会長から一任を受けていますので、事務局からの説明について皆さんのご了解をいただき、議会での審議にあたっていただければと思っております。

3. 会議録署名員の指名

小林主査：次に会議録の署名員の指名ですが、今回は桜場委員と澤田委員にお願いしたいと考えております。

吉良副会長：それでは、桜場委員、澤田委員のお二人をお願いいたします。

4. 議事

吉良副会長： それでは議事に入っていきたいと思います。関連事項ですので（１）と（２）合わせて議事を進めさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

小林主査： まず、資料１についてです。これは住民投票条例に係るパブリックコメントに寄せられた意見と、それに対する町の意見を取りまとめたものです。

パブリックコメントの募集期間は、平成２４年度１０月１９日から１１月２０日まで、６名の方から計２４件の意見が寄せられました。資料は、その意見の概要と町の考え方となっています。

まず、第２条第１項関係です。「熟議」という語句が法令用語として馴染みが無いという意見。また、請求者の精神的な負担などに配慮し熟議の場は設ける必要がない。このような意見が寄せられました。これについては、「熟議」という語句は確かに法令関係の用語としては馴染みが無い言葉でありますので、こちらは削除いたしました。一方で、住民投票に当たっては正しい情報を相互に共有することは必要であり、公聴の場を設けるという規定は必要だと考えております。内容を踏まえ、規定場所を情報の提供を規定している第１７条へ移し、第２項として規定しました。請求者の精神的負担については、住民投票を実施してほしいと請求する方には、責任を持って情報を発信する、説明をすることが求められるという考え方です。

次に、第２条第２項第４号関係です。議会で議決された事項を住民投票の対象から外すということについては、本審議会でもいろいろご意見をいただいていた部分でした。パブリックコメントの意見は、全てこの号は不要である。というものであり、議会で議決した事項であっても、住民投票の対象とすべきだとの意見でした。議会で議決されたものを、住民投票の対象から外すことは、法的には何ら問題ないのですが、議会で議決した事項であっても、社会情勢の変化や時間的経過により住民投票が必要となる可能性があるのではないかという考えから、第４号は削除し、第２条第２項において、町議会による意思決定がされた事項についても特別な事情が認められる場合には住民投票の対象とする、と整理しました。

次に、第２条第２項第５号関係です。こちらは、前の４号までに規定されていない事項でも、明らかに住民投票に馴染まない事案は、投票の対象から除外する、という規定をしております。パブリックコメントの意見では、曖昧な規定で幅がありすぎるのでは、という意見でした。しかし、現時点で想定できない事由でも発生する可能性はあることから、この規定はこのまま残す、という対応をさせていただきました。なお、住民投票の対象案件になるかどうかについては、規則で定めております住民投票審査委員会において審査いたします。

次に、第３条第３項第２号関係です。投票資格者の年齢要件について、２０歳以上ではなく１８歳以上にすべきだ、１５歳以上というのも考えられる、というご意見がありました。この点については、審議会でも検討いただき、２０歳以上としておりました。一番の理由としましては、現行の選挙制度と混乱を防ぐということです。また

現在の教育の問題などを踏まえますと、15歳以上については考ないとなりました。

次に、第4条第2項関係です。ここは住民請求の手続きの一部なのですが、町長は意見をつけて町議会に付議する、という地方自治法に準じた手続きとしております。意見では、請求者から意見を発表してもらって、その後に町長がそれに対して意見を付けたほうがいいのではないかと、いうものでした。これについては、地方自治法に準じた手続き踏むこととし、変更はしないとなりました。

次に、第4条第6項関係です。住民請求の関係になりますが、4分の1以上の連署を集めれば議会の議決を経ないで実施できるとしてあります。この4分の1以上という数字についてハードルが高い、という意見がありました。住民請求の要件については、審議会でも何度も検討していただきましたが、成立要件を2分の1とすること、町を二分する重要事項であれば、その一方の半数、つまり4分の1の連署は集まる、ということから要件について変更はしないとなりました。関連して、4分の1以上の連署、約8,000人分を集めるのは1ヶ月では無理だろうという意見がありました。しかし、過去には3町合併関係で9,451人の連署が集められた実績もありますので、町の将来を左右する重要事項であれば、1ヶ月間で4分の1以上の署名は集まると考えております。

次に、第17条関係です。情報の提供については、この規定では足りない、具体的な手法を示した方が良いというご意見がありました。情報提供の方法については、現在、広報しばた、お知らせ版、町ホームページへの掲載や懇談会の開催など様々あります。住民投票を実施する段階では、更に新しく効果的な方法ができている可能性もありますので、規定の仕方としては「町広報その他適当な方法により」としております。具体的に列挙するよりも、こちらの方が柔軟に対応できる、という考え方を述べさせていただきました。

次に、第19条関係です。開票の要件について、投票率が2分の1に満たなければ開票しないとしておりますが、投票率に関係なく、開票すべきという意見がありました。これについては、少なくとも半数以上の方が投票したことをもって、結果の信頼性を担保するという考えから、2分の1という要件は変更しないこととしました。審議会においてもこの点は議論をいただいております。第19条関係では、法制用語が分かりづらいので、「2分の1に満たないときは」という表現ではなく、単に「50パーセント以上なら開票する」というような簡単な表記にしたらどうか、という意見もありました。この点に関しては、逐条解説のほうで対応させていただくということとしました。また、一般の選挙でも開票要件を設けると良いのではないかと意見がありましたが、公職選挙法など法律で定められている事項であり、できないと回答しております。

次に第23条関係です。投票結果については町長、議会が尊重するものとしておりますが、説明責任など具体的な行動について条例で明記すべきではないか、という意見がありました。これについては、「尊重する」という意思決定の過程の中で、町長、議会とも説明責任を負っていくことは当然のことであり、条例に盛り込む必要は無い、という整理をさせていただきました。

これ以降は、逐条解説等についてです。

まず、逐条解説の第2条2項2号関係です。地方自治法の第74条に基づき条例制定の請求ができるのだから、住民投票ができる事項に付け加えるべきだという意見がありました。しかし、地方自治法第74条は、住民投票を請求できる旨の規定ではなく、条例の制定、改廃請求ができるという規定ですので、例示より除外しております。

次に、逐条解説第23条関係です。結果の尊重について、説明が少し足りないということですか、ただの尊重ではなく「最大尊重」とすべきという意見がありました。こちらは基本条例第32条で、「住民投票の結果を尊重するものとします」と規定しているので、逐条解説もそれに倣っております。

その他になります。この条例の位置づけ、意味合いに疑問がある、ハードルが色々ありすぎて住民投票の趣旨に沿わないのではないかと、という意見がありました。しかし、住民投票は法的拘束力がないといっても、町の重要事項について住民の方に直接投票をしていただく制度です。濫用をしないという点からも、必要な要件を設けているという回答をしています。

最後に、条例の中に「常設型」という言葉を入れた方が良いという意見がありました。期限を設けずに条例が制定されれば、これは常設ということになりますので、あえて常設という言葉は条例に必要ないという回答をしています。

以上がパブリックコメントの意見とそれに係る町の考え方でした。

関課長補佐： 資料3をご覧ください。条例案の新旧対照表です。先ほどのパブリックコメントの内容、議会の全員協議会の内容を踏まえ変更した点について説明いたします。

右側が旧条文、左側が改正案です。第1条目的の中では、基本条例からの引用について、第35条から第32条に変更いたしました。これは技術的な点から変更いたしました。

次に第2条、先ほどパブリックコメントの方でもお話しましたが、第2条の第2項については削除するというので、それに伴い第2条第2項が第2条第1項へと表記が変更になります。同じく旧第2条の第4項については、町議会の議決によりという部分が削除になり、変更後は、もとの第5号が繰り上がって第4号になります。また、号数が減り「前各号」という表現が「前3号」という使い方に変わります。これも技術的な部分の変更です。先ほど削除しました第2項第4号ですが、第2項に「町議会により意思決定が行われた事項」を入れました。これで何が違うのかといいますと、第2条の第1項に入っている場合ですと、最初から重要事項から外されるということになります。第2項に入ることによって、時間的な経過や社会情勢の変化といった状況の変化に伴っては、議会での意思決定が行われたものであっても、住民投票の対象にできるという取り扱いの違いがあります。

次に、第4条です。第2号で、町長は前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付さなければならないとありますが、こちらは別のところの手続き関係に統合するというので、削除をしています。後は番号の繰上げになります。旧6項で、町長は第2項の規定に関わらずということ、先ほど削除していますので、この部分も新の方では削除しております。

次に、第5条です。住民投票の請求手続きですが、第4条で削除した関連で新しく

「第74条第2項から第4項まで及び」という文言を追加し、この請求手続きのところに全て加えております。

次に、第8条第2項です。旧の部分では、町長が選挙管理委員会に通知する旨の記載が漏れていましたので、ここで改めて第2項として追加し、旧2項だった部分が1つ下がり3項になります。

次に、第11条です。これにつきましては住民投票の期日ですが、先ほどありました第6条の規定の通知があった日としていましたが、第8条第2項の方に選挙委員会への通知の旨が変わっておりますので、この部分は第8条第2項の規定による通知になるということで、条文の対応する部分が変わっています。

次に、第17条です。これは「熟議」の関係だったのですが、第17条の情報の提供に第2項を設けまして、公聴会の開催を規定します。公聴会を開催する場合には、町長は公聴会の開催日時、及び場所、住民投票に付そうとする内容及び関連事項、3号で意見を述べることのできるものの範囲、4号でその他必要な事項という形で、これを加えることによって、住民投票が実際に始まる前に公聴会を開き、各町民の方に情報を出していくとしています。

次に、附則です。附則につきましては旧の部分では施行日の年月日が入っておりませんでした。今回上程するにあたって、この条例は平成25年4月1日から施行するという形で施行日を記載しています。また、併せて第2項の方では、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の一部を改正しております。基本条例の第32条「住民投票制度」に入っている「住民」を、改正後で「本町の区域内に住所を有する者（法人を除く。）をいいます。以下この条について同じです。」を追加することによって、基本条例の住民と住民投票条例の住民の整合性をとるものです。

以上がパブリックコメント、全協での内容を踏まえ、新旧という形で整理した資料となっています。これを基に、全て溶け込ませたのが、資料2-1柴田町住民投票条例案ということです。以前にも審議会には資料を出していますが、これまでの審議会の大筋の部分は変わることなく、技術的な部分での文言のやり取りや整理、そういったものが主に変わった部分だにご理解いただければと思います。

吉良副会長： ありがとうございます。事務局から次第の（1）（2）の説明を受けました。今までの話合いの部分でかなりの部分は出て、赤の修正部分も技術的な修正が多い様です。疑問点等ありましたらお願いします。

まず、私からお聞きします。パブリックコメントの質問で「作製」という文言がありましたよね。普通この作製という文言は使わないのではないですか。あえてこのパブリックコメントを出した人がこの言葉を使っていた意味はどのように捉えていますか。

小林主査： 作成と同じ意味と捉えて回答しました。この方の意見は電子メールで出されたもので、修正は加えず出しております。恐らく変換ミスだと思われます。

吉良副会長： 少し字を間違えただけでも騒ぐ方もいるので。こういう質問にはかなり厳密にやら

ないといけませんよね。

澤田委員：形あるものを作る場合は作製なんですよ。文章は作成です。

桜場委員：これもおそらく審議会で何度もやったのですが、住民投票に付すことができる重要事項ということで、議会で承認されたことも特別な事情があった場合は認められるという書き方で良いと思うんですけども、いろいろな場面で、多数決で決まることであるじゃないですか。それに対して不満がある方もいるんでしょうけれども、決まったことは決まったこととして、反対の人たちもそれには従わないと。そう思うと議会で決まったことに対しては、その通りでいいのかなという気持ちもあります。条例の書き方としては、これで良いと思うんですけども、可決されたものを住民投票に持っていくのはどうかなと、考えるところはありますね。正式に決まるってことは、大事なんじゃないかなという気がして、自分なりに疑問に思ったりしています。

澤田委員：決まったことは決まったこととして持っていく必要は無いんじゃないですかね。

吉良副会長：もちろんこの案で議会に提出するのですが、素朴な疑問が残りますね。

志子田委員：普通に考えればそうですよね。ただ普通に考えない、裏を探るような考え方をする人はどんな世の中にもいるわけです。そういう人たちは言葉が一つ違うとか、それだけで来ます。普通の人はさっき桜場委員が言った感覚で考えていると思います。ただし、昨今はそういう流れですから。オンブズマンなども。その対策というわけではないのですが、こういう文言は謳っておかなければいけないと思います。普通の人ならばそこまで気にしないと思います。そういう対策をやっておかないと、突っ込まれた時に大変になると思います。以前はアメリカが訴訟大国などと言われましたが、昨今では日本でも訴訟が多いです。そういうことを考えると、必要じゃないと思うことも入れなければいけないのではないかなと思います。

関課長補佐：考え方なんですけれども、議決された事項ではなくて意思決定されたものとなります。例えば請願や陳情などについて、これは必要でしょうという議会の意思決定のもと動く場合もあります。例えば、とても大きい施設を作ろうとしたときに、今はだめですよという否決をされたら、体育館は未来永劫だめなのかということになってしまいます。1回否決されたものが次の土俵に上がらないとすれば。ですので、そのときの社会情勢だったり、補助制度などを踏まえて、今ならできるといふ情勢の変化があれば、町民の方々が以前に議会で否決されたけれども、今ならいいんじゃないのという、意思表示をすることは考えられるということです。ここでは意思決定がされた事項でも、ある程度の時間が経ったり、状況が変われば対象にしていいのではないということです。ただ、今月の議決で否決されて、来月にやるというのは想定していません。議会で意思決定したときと、住民投票の請求をしようとしたときの社会情勢が全く違うよね、という状況下になった場合は過去に議会で意思決定したものであつ

でも、もう一度住民の判断を仰ぐのは良いのではないかと思います。もともとは、議会で議決された事項は全てだめですよ、というところから、やんわりしたところに変更したということです。

澤田委員 : それがここでいう特別に認められた事情ということなんですね。

吉良副会長 : この点は、パブリックコメントで意見を寄せた6人全員が問題にしたわけですよ。

平間課長 : 町長と議会で決定した事項が本当に全て正しいのかと。それを補完するシステムも必要だろうというところですよ。議会としても権限は留保したい。自分たちが真剣に議場で話し合い決める権利も認めて欲しいということで、このような文言に落ち着いたところですよ。最初は、議会で決めたことはそれで良いのだ、という意見があり、門前払いだったのですが、調整を重ねていく中で、投票が実施できる方向も模索するべきだろうということで、こういう表現になりました。

阿部委員 : 住民投票に付された事項というのも入っているわけですし、十分に揉まれた文章ではないかなと、個人的に思っています。ただ、使う側の問題で、我々は条例を作ることに関して審議しているので、使い方等については議会で審議することもあると思うのでそっちの方が大事になると思います。

吉良副会長 : ある意味ではよく議会が承知してくれましたよね。

阿部委員 : 議会の方が主旨もわかって、直接民主制を補完するという意味合いで作られているということが生きてるので、よろしいのではないのでしょうか。

平間課長 : 議会の方の雰囲気なのですが、これを無条件で全面的に認めるということではなくて、議場の中で一人ひとりの議員が質疑しようというようになっています。

澤田委員 : これは議員としては揉めるところですからね。

吉良副会長 : 割と近いところでも議決しているわけですしね。

平間課長 : その辺も、全員が総意のなかで可決していただきたいという話もしたのですが議場で採決を取ることになりました。

阿部委員 : 今、議会の立場で話していますがけれども、やはり住民という観点から考えても、この文書はものすごく重いもので、将来的にも非常に責任と覚悟というものを持って、この条例を受け止めないと大変なことになると思います。そこのところも、ぜひ議会の議員の方に理解してもらいたい。民度が熟成していないところで、こういうことをやると、さっきのようないろいろな話が出てくるし、まして日本は間接民主主義なの

で、スイスなどと比べると、向こうは何年も直接民主主義でやっています。ややもすると住民が二つに割れて大変なことになります。議会だけではなく住民の側にもコスト、コストといってもお金ではなくて、生活面といいますか、そのようなことを含む条例ですよということを、議員の方にもぜひ理解していただきたいと思います。

澤田委員 : 住民自治によるまちづくり基本条例だから、住民自治という考え方も入れていかなければいけないという、そういう意味で議員さんにわかってもらえないと。議員と町長だけで決めてやっていくと住民自治ということにはならないですから。その辺を理解してもらわないと従来となんら変わらないということにもなりかねないですから。それは議員さんに納得してもらわなければならないですね。

吉良副会長 : 間接民主制を声高らかに言った人もかつてはいらっしやいましたからね。

阿部委員 : 理念のところなので相違が出てくるのはしょうがないですね。

吉良副会長 : ただやっぱり今の様な心配はあるということですね。

桜場委員 : ちょっとだけいいですか。資料3の最後の4ページの、意見を述べることができるものの範囲について、具体例を教えていただければと思います。

関課長補佐 : 例えば公聴会をする場合、意見を述べることのできるものの範囲というのと、どのような分野のことに対して住民投票をかけようとするのか、もちろん町長もそうですし、議会の議員もそうです。提案している方もそうですけれども、逆に専門的な分野であれば第三者的な専門家も含めながら、ということで、あえて固定化するのではなくて、住民請求の内容に応じてその都度決めていくと。ですので、公聴会開催にあたっては、毎回範囲を決めて誰が参加するかという内容で入れています。あくまでもひな壇の上に上がる人ですね。

桜場委員 : 専門家なんかも入るということですね。

阿部委員 : 具体的には入れないんですね。

関課長補佐 : 具体的には入れられないです。具体的に入れてしまうと、その人達だけの固定になってしまうので。

平間課長 : 事例に基づいて決めるということですが。ただ現実的には、請求者、町、議会ですから、町長、議会からは必ず出ます。それから請求者とそれをコーディネート、調整する方の最低4名というふうには考えています。

吉良副会長 : 特にこの案で特に異論は無いですね。

各委員　　：　無いです。

吉良副会長：　それでは（３）の集落支援員制度についてお願いします。

小林主査　：　専任の集落支援導入についてです。資料は４と参考資料を出しておりました。平成２２年４月より、行政区長の業務見直しを一部行いまして、区長、副区長については兼任の集落支援員として活動していただいています。この取り組み、兼任の集落支援員ということで、地域の動向確認ですとか、地域計画の策定に取り組んでいただいているところです。この各行政区ごとに動いている兼任の集落支援員の制度があるのですが、これを発展させていくために専任の集落支援員を柴田町で導入いたしまして、今度は各地域を横に繋いで、広域的に連携ですとか、情報の共有を図りながら、それぞれが更に発展していけるように、さらにその広がりが出るようにということで、その役割を担う方を平成２５年度配置しようと考えております。

この制度は、平成２０年に総務省が創設した制度で、自治体が集落支援員を任命します。形態としては自治体が直接雇用する方法、また、その地域の実情を良くわかるような団体、業者に委託する方法があります。専任の支援員は一人当たり３５０万円、兼任の場合は一人当たり４０万円が、国から財政的な手当てがあります。そもそも過疎対策の一環として検討された制度ではあったんですが、少子高齢化や人口減少は過疎地域だけの問題ではありませんので、過疎地域に限らず、どの地域でも導入できる制度になっています。

次に、専任の集落支援員の役割ですが、各地域の区長さんや地域住民の方と連携し、まずは地域の状況調査を行います。地域を巡回し、各地域の状況を良く知っていただくというところから始まります。その状況をチェックシートなどを活用しながら整理し、その上で、どうやったらもっと地域を良くしていけるだろうかなど、話あってきます。現在、地域計画を作成していただいておりますので、それも上手く活用して、例えば隣の行政区と一緒にやるともっと上手くいく活動があるのではないかと、小学校区単位でやってみたらどうか、などといった横の連携に向けた話合いの場を作っていくことが、役割としてあります。地域間の仕掛け役、コーディネーター役を担っていただく考えです。

支援員の配置ということで、どういう方になっていただくかということが、非常に大事で、難しい大切なことになるのです。業務の内容から、地域の方々の話をじっくり聞くことが出来る方、聞き上手な方が相応しいと考えています。形態としては、業務委託ということで、導入を予定しております。集落支援員については、まちづくり推進センターを拠点に、各地域に出て行き、ここで取りまとめをしていくということで、考えていました。最後に集落支援員の概略図ということで、イメージ図を出しておりましたので参考にいただければと思います。

吉良副会長：　配置は１名ですね。

関課長補佐： 1名です。

吉良副会長： 事務局から説明がありましたが、集落支援員というのを新年度から導入するということです。私も集落支援員としての自覚が無く、活動してきたのですけれども、かなり一生懸命やってらっしゃる地域もあれば、意外と意識無くやっているところもあると思います。新しくこういう方が入ってこられると、かなり良い形だなと思いました。皆さんからご意見をお願いします。

桜場委員： 区長の兼任とはいえ、集落支援員とは聞いたことが無かったですね。基本的には42人の兼任の集落支援員と。

関課長補佐： 副区長も合わせて47人です。

桜場委員： ということは47人の兼任の方と1人の専任の集落支援員ですか。とってもいいことだと思いますが、1名で大丈夫なのかなと思います。

志子田委員： 1名ということはその人が核になって、区長さんたちと協力してそういうのをやるというのが本来の目的なんですよ。人数が多ければ地区担当制ができますが、そこまで大盤振る舞いはできないと思うんです。核になる1人を置いて、その人に、例えば区長さんたちが何か困っていることがあったら、相談してもいいし、逆にその人が出向いていってもいい。もともと地域計画というのは基本条例を作るときに、今のコミュニティは昔のようではないということで、地域コミュニティの再構築ということから、スタートしたのではないかなと思います。その時に出たのが、相談できる人がいないということでした。専門的な業務やそういうのに対して、相談できる人がいればいいのではないかとということで、あの当時話あっていました。基本条例を作っている最中に、集落支援員というのができあがっていたんですね。

桜場委員： 集落支援員は、各行政区とか色々な団体とのネットワーク作りと考えればいいんですかね。

関課長補佐： 現実的には、行政区長さんの業務の内容が、行政事務と集落支援事務と2つに分かれています。集落支援員として規定されることで、交付税の対象となっています。恐らく47人というのは日本全国で柴田町だけです。普通は3人から多くて5人、1つの県でも20人とか30人いれば多い方だと思います。資料を見てもらうと分かりますけれども、兼任の支援員制度を導入した頃で3,200人程でしたが、現在は全国で3,700人です。専任だと約600人しかいません。全国で3,700人のうち47人が柴田町です。その比率はとても大きいです。

桜場委員： 何でそんなに多いのですか。

関課長補佐： 総務省の方とも話をして県内でやっているのは、多分柴田町だけだと思います。というのも、「過疎地域等における」制度となっていて、この「等」に一般の市町村も含めて良いということなんです。この資料をもらったときに、誰も分からなかったんです。柴田町では、総務省が宮城県で開いた説明会に行って、過疎地域では無いけれど良いのですか、という確認をしたところ「等」の中には全ての市町村が入りますよということでした。ちょうど区長制度の見直しと重なっていた時期でしたから、行政区長さんの業務の内容のうち、もともと集落の支援をしていた部分を明文化し、この制度を活用して交付税対象にしましょう、ということになりました。県内のいろいろな市町村から問い合わせは来ています。ただ、現実的に区長を納得させて、2～3年かけて条例を変えるだけの元気は無い。とてもじゃないができる状況ではない、という市町村が多いようです。福島の只見町や、福島県の職員からも、どうやったらできるのかという相談がありました。福島県の方あまり事例がないようです。総務省から出されている資料も、説明書きがとても細く、小さいんですよね。参考資料の2枚目、総務省で出しているものですが「この対策は過疎地域に所在する集落や高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない」と書いてあって、最後まで読まないで過疎地域に限定しているものだと思ってしまいます。こういうような言い回しをしているものですから、あまり上手く活用されていないようです。県で2年間続けて七ヶ宿をモデル地区としてアンケートをとったりしたはずですけども、その後たぶん止まっているようです。平成20年の8月の総務省の通知を受けて、パイロット事業で宮城県が2年間行ったはずですが、柴田町では、それと同じ頃、平成21年になりますが、区長さん方の一定のご理解のもと、条例、報酬関係も含めて変更させていただき、平成22年からこの制度を導入しています。47人×40万円ですから2,000万円弱が交付税の対象となっています。

平間課長： これがまだ経過的な、中間的な仕組みづくりです。本来であれば行政区長と支援員は別々にするべきだろうということで、実は25年4月からまちづくりではがんばったのですが、今回の震災で行政区長さんの役割が、まだまだ地域と支援員を別々にはできないというようなことです。次の更新時期までの間に、そのシステムを作るということで、本来であれば区長報酬分を各行政区にお渡しして、自由に地域の人件費も含めてという風に地域のコミュニティを地域に願います。そして本来の区長は、町から要請されている仕事を充実するという形で、条例を作っていた経過はあるのですが、まだまだ途中という段階です。

桜場委員： 我々が聞いていたのは自治会長と行政区長を分けるということです。要するに自治会長が集落支援員という形。40万というお金のことは知りませんでした。色々紆余曲折があって、区長たちがその制度になったらみんな辞めると手を挙げたから、区長制度の改革は延期になったということは聞いたんですけども。

関課長補佐： 今お話があったように、専任の場合ですと一人当たり350万という財源が手当てされるのですけれども、42地区全てに専任の支援員が置けるかというちょっと難し

いところがあります。最終的には小学校区ぐらいに分けて、そこに専任の支援員を置くというような考え方は十分できるのだらうなと思います。また、集落対策では、集落の協力隊という別のものもあります。総務省で出している中身は3つに分かれていて、協力隊といわれる、要は都会の方から専門知識を持った人が2年～3年住民票を移してきて、こっちで色々な指導をするというものもあります。できれば来た人がその地域を気に入ってもらって、定住すれば人口も増えるという裏の目論見もあって、3年なら3年、国がそれに関わってくる経費などについて、これと同じ交付税で対応していきましょうというのがあります。そこまでまだいけないというのであれば、この地域内でなんとか身動きが取れる人たちを使って、地域をカバーしてよくしていきましょうというのが支援員の考え方です。本当に過疎地域は協力隊といわれる人と、この支援員と一緒にあって、それに町からの職員が入って、三つ巴でやっているというのが本当の過疎地域です。悪く言いますと、柴田町は財源の確保の意味合いが強いということです。

志子田委員： 基本条例の策定をやっている段階で、あの当時丸森がそのような制度を活用していたんですね。丸森で3年間住んでいろいろやっていった人がいて、今はもう東京に戻っていきましたが。その人は、地域の公民館は地域で完全に委託業務でさせるという格好にスタートさせました。それは地域の再構築といったときに、この辺では丸森が行っていたということで、資料はもらったことがあります。今考えると、あの当時に活用しようとしていたのは、丸森くらいかなという感じです。今はそういうことを聞かないですよ。だから例えば専門知識のある人に、ここのPRをやってもらうとか、丸森ではその人がいるうちに多方面に、情報発信をしていました。その結果、今では丸森町が、1週間に2,3回メディアに取り上げられるのはそのためだと思います。その頃にそういう基礎を作りましたから。そういうことをやることによって逆に、ローカルになればなるほど、メディアに取り上げられるのはものすごく、逆を言えばうれしいというか、優越感というのがでてきて、あれもやってみよう、これもやってみようということで地域の活性化になると思います。今、柴田町では何かというと、上川名があがるけれど、上川名はそういう人と呼ばれたわけではないのだけれども、アンテナを広げていた人がいたので成功しているのだと思います。アンテナを逆に支援員の人張ってくれて、皆に教えてくれればいいのではないかと考えています。この取組み自体はいいと思います。区長制度については、何年か前に小学校区に変えようという動きがあったりしましたよね。

桜場議員： 集落支援の関係については情報提供ということで良いですか。

平間課長： 25年度から導入しますということも含めてお話しています。

関課長補佐： いろいろな経緯があつて動き出しているものですので、審議会の委員の皆様にも、集落支援員の専任をやる際に、こういうことをしたほうがいいのではないかと提案があれば出していただければ、4月から動き出すときに入れていきたいと考えてお

りました。ただ区長さんとのやり取りだけではなくて、できれば各集落に行って生の情報などを仕入れてきていただいて、42行政区すべて回れというのも酷なのですが、回ってれば同じようなことを考えている人と顔をつき合わせるので、そういった人たちを紹介してあげる、仲人のような役割をやってもらいたいと考えておりました。今回試行的に行うので、できればよい方向に出るようにしたいですが、成果がどうなるかはわかりません。

阿部委員： 誰か内定はしているのですか。

関課長補佐： いえ、まだです。委託という形を取ろうとしているので、シルバーさんに頼む方向で、この仕事の内容に対応できる人が登録されている人中にいますかという話はしています。あまり若い人だと話を聞かないし、地元に行っても相手にしてもらえないというのがあります。

志子田委員： ある程度の年齢で生活経験のある人じゃないとできないですね。これをやることによって地域のコミュニティが活性化すれば、基本条例で謳っていた地域コミュニティの再構築につながりますね。いかにして地域を活性化させるか。

関課長補佐： こういった制度を活用していくときに、支援員はこういう能力を持ってれば良いのでは、など含めていろいろ考えていただいて、ご意見を頂きたいと思います。

阿部委員： 例えば支援員の方が1人ということで、町から指名を受けるのであるから、通常勤務の午前8時30分から午後5時15分、土日は休みというようにするのはすよね。

関課長補佐： いえ、決めるのは、例えば月100時間活動してくださいというお話をします。地区によっては夜の集会があるから来てくださいという要請があれば、その時間帯に行って話を聞くということも出てきます。役場のように時間を固定することはしません。

志子田委員： こういうことをするには、フレックスでやらしてもらわなければならないと思います。

阿部委員： 例えばどこかの区で行事をします。毎年同じようなことになったので、ちょっと支援員さん、何かいいアイデアありませんか、アドバイスはもらえませんか、という使い方もいいのですか。

関課長補佐： はい。

阿部委員： 逆に行政のほうとして、どんどん支援員をうまく利用すること自体大事なんですよ。当然そうすると行政区の動きも見えるということですね。うまく利用するということですね。例えば区長さんが兼務の支援員をやっているの、専任の支援員と兼任でやっている区長さんとのコミュニケーションの場というのもあったほうがいいで

すよね。

関課長補佐： 作っていきたいと思います。

阿部委員： 兼任でやっている区長さんも、専門の方にいろいろなことを聞いたりすることで、何かが生まれてくるのではと思います。

志子田委員： 当初は相談の窓口的な役割が多いと思っています。その後にかこうしたらいいのではないですかといったアドバイスの言葉が出てくるのではないのでしょうか。

桜場委員： 任期は1年とか2年で行うのですか。

関課長補佐： まだ決まっていません。先ほど言った通りある程度年齢のいった人で、なおかつ元気に動ける人ということで限定すると、活動する期間が限られてくると考えています。まして、冬場に車を運転して山間部の奥まで行けというのは、年齢が高い方には大変な部分もありますので、そういったことも踏まえながら、本人がどの程度対応していけるのか、例えば対応していただける間に、次の後継者を育てるというのも、その支援員さんの一つの役目です。できるなら元気な区長さんが、区長を辞めて専任の支援員をやりたいと率先して出てくる人がいれば良いですね。それだと区長さん同士で長年顔をあわせて知っているし、地域の実情もわかるということで、ベストな形になると思います。

吉良副会長： ただ逆に皆さん行政のOBの方、地域のこともわかる、行政のこともわかるので、そういうかたでもいいのですよね。

関課長補佐： 行政OBは使わない方が良いというのが集落支援員です。

志子田委員： 行政の方を使ってもいいのですけれども、地域の中には役所の人間という考え方を持っているところもあります。そうするとどうしても相談に行かなくなってしまう。なので、行政の人は家で1人孤立する場合があります。本来ならその人たちが地域のコミュニティだとかで動いて欲しいんですよね。実際に基本条例の中でも職員ことしか書いていないけれども、本来なら職員が終わった後にそういうことをやって欲しいというのが本音です。ところがそういう人たち何人かと付き合ってみると、会議の場だと一緒に騒げるが、1対1でいろいろなことをやれるかといったら、やれる人は少ないです。行政OB以外の方になってもらうというのは理解できます。

関課長補佐： そちらの方がいいと思います。役場の仕事というのは全てが住民に喜ばれるわけではありませんから。もし行政の人を考えるのであれば、柴田町に在住しているが、別のところで働いていた人ならまだしもという感じです。

澤田委員 : 限定しなくてもっと広い意味で募集してくださいということですから。

関課長補佐 : まず知識がある人ということで進めています。

阿部委員 : 例えばこういう人で、ということで考えることもいいんでしょうけれども、区の方からこういう人を推薦してくださいという話はしないんですか。

関課長補佐 : それは区長さんの方ですので、兼任の集落支援員はそうなります。

吉良副会長 : その話は区長会の方にはまだ聞こえていません。

関課長補佐 : 予算が伴いますので、予算が成立しないうちはまだできないということです。

吉良副会長 : それでは、まずこのような制度が使われるということによろしいですね。

阿部委員 : 先ほど少し出ていた話に繋がると思うのですが、地区担制度の進捗状況はどうでしょうか。何か見えてくるものはありますか。

関課長補佐 : まったく見えない状況です。

阿部委員 : 大きな原因は何でしょうか。

関課長補佐 : たぶん一番はお金だと思います。最終的には。進んでいるところのコミ担制度は、この辺では馴染まないんでしょうけれども、全部ボランティアです。一切お金が出ません。ただ、役場職員をコミ担としてやったときに、例えば無償で夜に行けというのは、命令としては成り立たないというのが一つあります。町には300人弱の職員がいますが、全職員を貼り付けるのか、それとも行政職の中でも庁舎内にいる人を貼り付けるのか、方法はいろいろ考えられますが、多分職員の意見を集約をしきれないだろうというのが実際のところ。現在地域計画を策定している中で、この中にあるいろいろな事業に対して、課を横断的につないでいく中で、地域に対して各課でも目を向けてもらい、これまでよりも一歩踏み込んでもらっています。コミ担はこの近くですと村田町が行なって、若い人たちが地区に入っていったのですが、区長さんの文書配達係りになっていて、なかなか機能しないようです。また、区長さんにコミ担制度といって役場職員が行く制度があるとお話したら、来ないで欲しいという区もありました。自分のところは自分でやるので、そっとして欲しいという意見です。口は出さないでお金を出して欲しいというところもあります。先ほど吉良副会長がおっしゃったようにものすごく活発な区に当たったら1週間に1回ずつ行かなければならないし、何もしないと1年間で1回も顔を出さないで終わるような、そういうバランスの悪さも出てくるのだらうと思います。そういったところが検討する中でネックになってきています。ただ実際に地域計画が動き出せば、それに合わせた形で

各部署がそれなりの関わりを持てるという形にはなりませんので、コミ担の一步手前くらいの、協働まではいかないでしょうけれども、共に動くくらいのところまではいけるのかなと。そういう状況です。

吉良副会長： 私の地域の町内会は町職員の方がかなり重要な役割を果たしてくれています。町内会ができたとき、最初の会計と体育部長なんですが、今の行事の基礎を築きました。その後も必ず班長か理事のなかに町職員が入ってそれなりに動いてくれて、コミ担までいかないにしても、かなり間に入って動いてくれるような状況になっていると思います。情報もこっちから流せるし、向こうからももらえています。強制的にやっているのではないけれども、そういう格好ができています。

志子田委員： たまたま家を建てたところ、その地域だったというのが運が良かったんですね。

桜場委員： 私は5区なんですけれども、たまたま飲食店と高齢者世帯で班長は難しい世帯が多く、私の家は班長が2年に1度回ってきます。北船岡とか新栄がどういう班の振り分けをしているかわかりませんが、北船岡の人は20何年に1回しか班長が回ってこないそうです。班長と名がつくと、自治会で何かしないといけない。ところが班長を離れてしまうと、また20何年間そういったものに参加しなくなるという傾向があります。世帯数ですとか班割の関係があるのでしょうか、5年か10年でも長いのですが、極端に20年に1回しか来ないというところがあるんです。だからこれからの地域コミュニティを考えるとときには、こういったことも頭に入れながら、集落支援員も活動してもらえれば。班割を少し変えると参加しやすくなるのかなと思いました。

吉良副会長： 私の地区では1つの班が30軒というところもありますよ。30年に1回しか回ってきません。

志子田委員： 成長期の地域はそれでもいいですよ。成熟期や壮年期になったときにその問題が出てきます。柴田町でもおそらく成長期の地域は少ないです。そうするとほとんどは成長期が終わって、停滞期に入っている地域って多いですよ。専門職の人がいればある程度声が聞けると思います。今みたいに区長さんだけをお願いしてやってもらっていますが、区長さんもそこその年齢の方が多いい状況です。地域にカンフル剤を打つ人が欲しいわけです。地域の中だけでカンフル剤を打ち合うと地域崩壊になってしまうので、専門の人がいれば、その人がカンフル剤を打ってくれることによって、やっぱりダメじゃないかという意識が生まれるかもしれない。

平間課長： そこまでは難しいですよ。支援員さんの仕事として行政区の中まで入っていくというのは。

志子田委員： そういうお話を聞いてくれる人がいないと、やっぱりダメだと思います。ですので

私はこの支援員を入れることについてはいいことだと思います。アンテナを張っている人がいて、その人が情報を教えてくれたり、逆に吸収してくれたりと、そういうことを、1人ではかなりきついと思いますが、42の行政区があるのだから、せめて中学校区ごとに配置されるくらいがいいのかなとも思います。

吉良副会長： 何年計画なんですか。3年程度とか。

関課長補佐： その位は考えています。

澤田委員： 足りなければ増やしてもらえるというのは、今後の問題ですよ。

関課長補佐： まずはやってみて、その後ということです。

吉良副会長： では次の議題に入ります。今年度はもう一回、1年間こういうことをやりましたという報告を含めて審議会を予定しているようです。事務局から説明をお願いします。

小林主査： 今年度は、今回で5回目の開催となりました。特に住民投票制度については昨年審議していただいたものを制定に向けた手続きの中で、随時確認していただいております。その中では、例えば説明するときに、こういうふうに配慮して欲しいとか、逐条解説でこういう取り扱いをして欲しいとか、そういうもののご提言もいただいております。それから参加と協働の促進についてということで、こちらは現地視察ですとか、第3回目の審議会では推進センターの状況、提案制度の状況、地域支援の状況、こちらについて報告をしております。推進センターの活用方法ですとか、提案制度をもう少しわかりやすい様式に変更したらどうだとか、その相談業務をもう少し充実させていく必要がある、などのご意見をいただいております。先ほど吉良副会長からもありましたが、1年間の検討したまとめというものを最後に作成して、今年度を締めたいと考えておりました。遠藤会長と3月での開催について日程調整をしているのですが、なかなか調整がつかいません。まとめ内容につきましては遠藤会長、吉良副会長と協議しながら作成した後、各委員さんに配布させていただきまして、審議会ですらにご意見、修正をしていただくということでまとめにするということを考えておりました。

吉良副会長： ありがとうございます。これはいいですね。

それではその他に入りますけれども、各町内会、自治会の地域計画の作成状況はいかがですか。

小野主幹： 今は12～13行政区から集まっています。

吉良副会長： それでその地域計画の策定はまだ12、13で、私の地区はもう少しでできるのですが、アンケート調査なども行いながら作成することによって、地域の現状が見えて

きて、今後地域をどのようにしていくか、見直しを迫られています。私自身思うのですけれども、私の町内会ができてちょうど10年なんです。その10年間の間にどうしたら多くの人に参加できるか、そのことだけをずっと考えてやってきました。そうすると例えば、レクレーション大会なんかは、住民の人口の3割近く、1,400人の内300人が参加します。どうして参加するかというと、小さい子どもを対象にしたことをやれば、親、祖父祖母も来ます。私の地域は、子どもが圧倒的に多いですから、そういう特性を考えないと。つまり、ただ何も考えないで集まれでは駄目なんです。いろいろな工夫をして、状況を把握し、各地域で培っていつていることを、まちづくり政策課で整理し、こういう良い活動があるよと。こちらの地域でも生かせるよと。広げていつてもらえれば。先ほど言った上川名の活動というのは、将来を見据えた計画を立てています。50軒足らずしかないんですよ。増えもせず減りもせずみたいな状況です。人口も下から2番目です。人数は少ないけれどすごく良い活動しています。そういう中に役場職員の方や県職員の方などいろんな方たちがいらっしやって、いろいろな意見を出しています。地域計画の中身がすごいものが出てきているのではないかなと思います。近い将来に皆さんにもそれが伝わっていくのではないかなと思います。

平間課長： 全部ホームページで公開していきます。参考にさせていただければと思います。

志子田委員： 副会長の地区は成長期の地域なんですよね。私の地域も、私が家を建てた頃の状況と、15年後では全然違います。小学生の数にしても、今の3倍いました。今は51人しかいません。確かに今の世の中は、福祉だどうだとか言って、ある程度の年齢のいった人と、外見で分かる障害のある人にはものすごく手厚く保護しています。ただ本来は普通に暮らしていけるというのが福祉です。普通の「ふ」、暮らしの「く」、していけるの「し」です。それが本来の福祉だと思います。今のはどちらかといえば、ある程度目で見えるだけというのがあるけれども、そうではなく、そういうのは子どもから教えなければならぬし、世代間交流というのは今どの地域でも言われています。そこに一歩踏み出せる人を、地域計画の中なんかには探し出すというのが、一番の仕事ではないかなと思います。実際、地区レクレーションの担当がスポーツをやったことが無い人間だとしても、例えばスポーツといっても、昔の遊びを入れるとか、そういうのを私はいろいろ提案したいと思っています。それによって、逆にお年寄りの方は先生役になれる、若い世代の人は初体験で楽しいというのがあります。そういうのもコーディネートしてやればいいのかと思います。例えば仙台大学でレクレーションなんかをやっている人材を活用したり、社協で相談してみたりと、アンテナを張る人を地域で作ることによって、地域の活性というのができます。そういう人は各地域に絶対いると思います。パソコンが得意という人に、ネットで調べてもらったり、そういうのをやってもらえばいい。そのときに声をかけるのが偏ってはいけないと思います。例えばこの支援員にしても、偏った声かけは気をつけたほうがいいと思います。

吉良副会長： 実は現在の人口だけを分析しているのではなくて、更に細かいところまで分析して、予測を地域計画の中でぶつけさせてもらっています。これを提出してインターネットでご覧いただくと、ああ、そうなのかと。私の地域では1世代のみの世帯が多いです。それから単身世帯が少ない。高齢者のみの世帯が少ない。そういう特徴のある地域だということが分かったので、これからどういう地域をしていくかという問題、その辺はさっきの福祉の問題で出てきました。それを具体的に役場へお願いしていけば、それは何とか解決できるかもしれない。いろんな形の分析をした上で、計画を立てるわけです。

以上で議事を終えたいと思います。

5. 閉 会

吉良副会長： 閉会にあたり、平間課長からご挨拶をいただければと思います。

平間課長： 平成24年度は今回で5回の審議となりました。担当職員だけでは気付かない視点でアドバイスをもらった1年かなと考えておりました。特に今回の議会でも推進センターの活用や、地域コミュニケーションの維持ということで課題が出てきております。これらに対応するために、まちづくり基本条例の審議会があつて、この中でいろいろ揉んでいるんだということで説明をしておりますので、皆さんにかなり期待している部分があります。これからもそういう位置づけの中で良きアドバイスと適宜な指導をお願いしたいと思います。本日は半数の5名という中で会議をお願いして申し訳ありませんでしたが、こういう形で本日、締めさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、全ての議事を終了したので、副会長は午後3時40分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員